

新旧対照表

新			旧		
平成 31 年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費 補助金交付要綱			平成 31 年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費 補助金交付要綱		
第 1 条～第 2 条（略）			第 1 条～第 2 条（略）		
（補助対象経費及び補助率）			（補助対象経費及び補助率）		
第 3 条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。			第 3 条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。		
（1）次の表の第 1 欄に掲げる基準額と同表の第 2 欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。			（1）次の表の第 1 欄に掲げる基準額と同表の第 2 欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。		
（2）前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された補助額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。			（2）前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された補助額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。		
1 基準額	2 対象経費	3 補助率	1 基準額	2 対象経費	3 補助率
69,197,000 円	前条に掲げる事業に要する経費とする。経費については、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。	定額	57,153,000 円	前条に掲げる事業に要する経費とする。経費については、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。	定額
第 4 条～第 11 条（略）			第 4 条～第 11 条（略）		

新	旧
<p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 第4条による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第9号まで、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年6月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年1月20日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 第4条による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第9号まで、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年6月24日から施行する。</p>